R8. 10. 1～

定住 くるめ暮らし

移住ファミリー支援

申 請 の し お り

久留米市外に１年以上居住した方が、市内で購入した住宅に転入した場合、移住支援補助金を交付します。住宅は新築・中古・戸建て・マンションを問いません。

対 象 者

①直接移住（＝住宅を取得して、転入した）

平成２７年７月１日以降、令和８年９月３０日以前に市内に自分が住むための住宅を取得し、その住宅に市外から転入した

②ステップ移住（＝転入後に住宅を取得した）

久留米市内の賃貸住宅等に転入後、２年以内かつ令和８年９月３０日以前に市内の住宅を取得する契約を結び、かつ、契約から原則１年以内にその住宅に転居した

補 助 額

最大３０万円（基本額５万円 ＋ 加算額最大２５万円）

※ただし、うきは市、大川市、大木町、小郡市、大刀洗町からの転入は、基本額のみ。

申請期間

基準日から１年を経過する日まで

※基準日…取得した住宅の所有権登記日と当該住宅への住民登録日のいずれか遅い日



対 象 要 件 と 交 付 額

（１）対象要件

次の対象者Ａ，Ｂのいずれかに該当し、かつ、対象要件１～６のすべてを満たした方が対象になります。

対象者

Ａ．直接移住者
平成２７年７月１日以降、令和８年９月３０日以前に市内に自分が住むための住宅を取得し、市外から直接、その住宅に住民票を移した人
※久留米市への転入前に住宅の売買契約等がお済みで、竣工までの期間、賃貸住宅等に仮住まいをし、その後転居した人も対象です。

Ｂ. ステップ移住者
一旦久留米市内の賃貸住宅等に転入後、２年以内かつ令和８年９月３０日以前に市内に住宅を取得する契約を結び、かつ、契約から原則１年以内にその住宅に住民票を移した人

対象要件

１．久留米市への転入直前、連続して１年間以上久留米市外に住民登録があったこと

２．３年以上久留米市に定住する意思があること

３．自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思があること

４．本市の市税等の滞納がないこと

５．暴力団員でない方、暴力団員及び暴力団と密接な関係がないこと

注意事項

●住宅については、戸建て・マンション、新築・中古は問いません。

●住宅の取得とは、住宅を購入し、所有権登記をすることをいいます。

●住宅取得日は、所有権登記日とします。

●申請できるのは建物の「所有者」です。
※共同で住宅を所有する場合は、代表者１名限りとします。

●移住（転入）した日は、住民票上の「住民となった年月日」とします。

●取得した住宅に住民登録（市内転居）した日は、住民票上の「住所を定めた年月日」とします。

●なお、建設中等の理由で取得した住宅に入居できず、一時的に市内の賃貸住宅等に住所移転した場合の申請については、
６ページのＱ５をご覧ください。

（２）補助金交付額

基本額	５万円

下記の条件に該当する場合、補助金を加算します。**なお、加算額は最大２５万円まで。**
但し、**小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町**から転入された方は基本額のみとなります。

加算額の合計	最大２５万円

A　中学生以下の子どもと同居しているか又は出産予定がある世帯	
加算額	＋ 20 万円
条件	基準日時点で中学生以下の子ども又は妊婦と同居していること ※世帯が別であっても同一住宅に住んでいれば対象になります。 ※妊娠中の場合、母子健康手帳で確認します。
対象例	【例 A-1】 申請者夫婦と小学生２名で転入 【例 A-2】 申請者が三世代住居を新築して転入 別世帯の息子夫婦、孫とともに同一住宅に居住
B　三大都市圏および福岡都市圏からの転入世帯	
加算額	＋ ５万円
条件	転入前住所が下記いずれかに該当していること ● **三大都市圏**　東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・岐阜県・三重県・大阪府・京都府・奈良県・兵庫県 ● **福岡都市圏**　福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町・宗像市・福津市・糸島市
C　三世代市内近居（同居を含む）	
加算額	＋ ５万円
条件	基準日時点で、市内に三世代が居住していること（妊娠中の子どもを含む） ※三世代（親・子・孫）の居住が確認できる書類が必要です。 ※三世代の子、孫の年齢は問いません。（中学生以下でなくても可）
対象例	【例 C-1】 申請者が二世代（本人・子）で転入、市内に親が近居する 【例 C-2】 申請者（本人）が転入、市内に二世代（子・孫）が近居する 【例 C-3】 申請者（本人）が転入、市内に二世代（親・祖父母）が近居する
D　市内に就業している方が転入した世帯	
加算額	＋ ５万円
条件	基準日時点で、市内で週 30 時間以上勤務（雇用期間の定めのない常用雇用）、又は、個人開業若しくは会社経営をしている転入者がいること ※雇用状況や開業などの確認ができる書類が必要になります。
対象例	世帯の中に、下記の転入者がいる場合 【例D-1】市内の会社に勤めている 【例D-2】市内で美容室を開業している 【例D-3】市内で会社を経営している

基本額と加算額の合計が**最大 30 万円**になります。

必 要 書 類 と 受 付 期 間

（３）必要書類

		項目	注記
共通	①	申請書	
	②	誓約書 ※申請者本人の自署	自治会情報記載欄について ▼加入済みの方 ご近所やお住まいの校区コミュニティセンターにお問い合わせください。 ▼未加入の方 地域のルール等確認のため、二次元コードからお問い合わせの上、加入についてもご検討ください。
	③	請求書	申請者名義の口座をご記入ください。
	④	工事請負契約書または物件の売買契約書の写し	契約者氏名、物件の所在地、契約年月日、請負業者または売主の記名と押印および工期や引渡し年月日等の記載があるページをご提出ください。
	⑤	申請者の属する世帯の構成員全員の久留米市住民票の写し	**取得日から３ヶ月以内のもの**。**続柄の記載**が必要です。 市民課、市民センター、総合支所市民福祉課、コンビニでご請求ください。
	⑥	申請者の住民票除票又は戸籍附票の写し	**取得日から３ヶ月以内のもの**。申請者が転入前１年以上久留米市以外に住所を有していたことを確認する書類です。除票は前住所地の役所、附票は本籍地の役所へご請求ください。（郵便でも請求できます。）前住所地の住民票では受け付けられません。 久留米市に本籍地を移した場合は除票をご提出ください。
	⑦	申請者の久留米市税滞納なし証明の写し	**取得日から３ヶ月以内のもの**。転入日より発行が可能です。 本庁 B1 階の税収納推進課、市民センター、総合支所市民福祉課でご請求ください。郵便でも請求できます。
	⑧	アンケート	

★出産予定がある場合（加算条件Ａに当てはまる方）

⑩	母子健康手帳の写し	母子健康手帳の交付年月日及び番号、保護者の氏名が記載されたページ。 基準日以降に手帳を交付された場合は、出産予定日がわかるページもご提出ください。詳しくは 6 ページの Q7 をご覧ください。

★三世代の方が久留米市内に居住されている場合（加算条件Ｃに当てはまる方）

⑪	戸籍の写し	**取得日から３ヶ月以内のもの**。 該当する三世代の方の氏名・親子関係が確認できる戸籍。市民課、市民センター、総合支所市民福祉課またはコンビニでご請求ください。
⑫	三世代の住民票の写し	**取得日から３ヶ月以内のもの**。**続柄の記載**が必要です。 別世帯の住民票を請求する場合は、請求理由の記入と委任状が必要です。
妊娠中の場合		胎児を合わせて三世代となる場合は、申請者本人と妊娠中の方との関係がわかる書類と合わせて、妊娠中の方の母子健康手帳の写しが必要です。
同一世帯同居の場合		三世代の方と同一世帯で同居している場合、申請者本人の世帯の住民票で続柄、市内居住が確認できますので、上記⑪、⑫の添付書類を省略できます。

★市内に就業している方が転入した場合（加算条件Ｄに当てはまる方）

⑬	企業などに就業している場合： 雇用証明書（第３号様式）	**取得日から３ヶ月以内のもの**。 ただし、雇用期間の定めのない常用雇用で、１週間の所定労働時間が３０時間以上であるものに限ります。
⑭	個人開業の場合：開業届の控え	税務署に提出した開業届の控え（受付印があるもの）
⑮	会社経営の場合： 会社・法人の登記簿謄本及び定款の写し	

その他、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

（４）書類提出期限

基準日から１年以内

（５）審査結果

提出された申請書類の審査を行い、申請後１ヵ月を目途に交付の可否の通知をします。

（６）申請から交付までの流れ

申請書の提出

必要書類を添えて、申請書を提出してください。
申請書様式は市の移住定住支援サイト
「くるめのくらし」でダウンロードするか、
移住定住促進センターまでご請求ください。

①窓口に持参　　②郵送

↓

交付決定通知

提出された申請書類の審査を行い、申請後１ヵ月を目途に交付の可否の通知（審査結果の通知）を行います。

↓

補助金の交付

交付決定後、約１ヵ月を目途に指定の口座にお振込みします。

（７）申請の受付場所・お問い合わせ先

〒830-8520　久留米市城南町１５番地３　久留米市役所９階
久留米市 移住定住促進センター
（総合政策部　広報戦略課内）
TEL：０１２０－８８８－７４８（フリーダイヤル）
０９４２－３０－９２２８
FAX：０９４２－３０－９７０３
E-Mail　teiju@city.kurume.lg.jp
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
８時３０分から１７時１５分まで

※　市民課、総合支所、市民センターでは、本申請の受付は行っておりません。
※　個人情報を含みますので、申請書等を郵送する場合は簡易書留での送付をお勧めします。



よ く あ る ご 質 問

Q1. 記入を間違えた場合はどうしたらよいですか。

Ａ１．修正する箇所に二重線を引いてください。

ただし、**請求書は訂正できません。新しい用紙にご記入ください。**

Q2. 夫婦二人で市内に転入しました。父親が市内に住んでいるのですが、三世代の加算額はつきますか。

Ａ２．この場合では、親・本人の二世代のみになりますので、該当しません。

Q3. 加算条件の全てに該当しますが、加算に必要な書類は全て必要ですか。

Ａ３．加算額が２５万円を超える加算証明書類は、省略していただいて構いません。

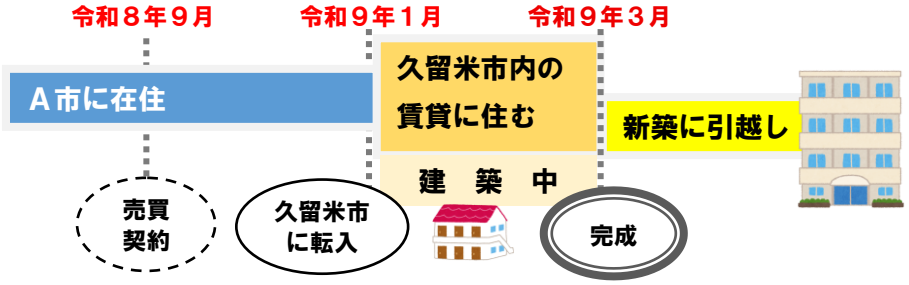
Q4. 新築マンションを９月に購入しましたが、完成予定は来年３月です。子どもの転校に合わせて、４月に久留米市に転入し、マンション完成までの間は市内の賃貸物件に仮住まいする予定です。補助金の対象になりますか。

Ａ４．対象となります。その場合、通常の必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

申請そのものは、新居に転入した時点で受け付けます。

売買契約書または工事請負書のコピー	ご購入された住宅の売買契約あるいは工事請負が成立した日付が確認できる書類が必要です。

【図解1　例1）住宅完成まで市内賃貸物件に仮住まいの場合】



Q6. 転校手続きの関係で、申請者本人だけ先に転入し、妻と小学生の子どもが１か月後に転入します。基準日時点では同居していませんが、中学生以下の子どもと同居の対象になりませんか？

Ａ６．対象となります。お子さんが転入されてから住民票を取得し、申請をお願いします。

Q7. 転入後すぐに妊娠がわかり、母子健康手帳をもらいました。手帳の日付が基準日より後なのですが、出産予定の対象になりますか？

Ａ７．出産予定日から逆算して、基準日が４２週０日以内であれば対象となります。

母子健康手帳や妊娠届出書の、出産予定日がわかるページをコピーしてご提出ください。